

(目的)

- 1 本学に在籍する学生の学費負担者が災害により被害を被った場合、その被害状況により、学費の一部を減免し、経済的支援を行うことを目的とする。なお、新入生については入学手続完了時点から本学に在籍するものとみなす。ただし、本学が救済を指定する激甚災害に係る入学手続時の減免措置と取り扱いに関しては別に定める。

(資格)

- 2 学費減免対象者は、次の各号の一に該当し、学費納付が困難になった者とする。
  - (1) 災害により、学費負担者が失業・休職(長期にわたる入院)又は死亡したとき
  - (2) 災害により、学費負担者の住居が倒壊又は焼失したとき
  - (3) その他(1)(2)に準ずる被害をうけたとき

(申請)

- 3 学費減免を申請する者は、前項に規定する事由発生後1年以内に、所定の用紙に必要事項を記入し、以下の証明書を添付の上、学生支援課を通じて学長に申請しなければならない。
  - (1) 失業……離職を証明する書類
  - (2) 休職……診断書等休職を証明する書類
  - (3) 死亡……死亡診断書
  - (4) 被災……被災(罹災)証明書
  - (5) その他…その他被害を証明する書類

(減免の内容)

- 4 当該学期の授業料・施設設備充実資金を別表に基づき減免する。  
(他の奨学金及び減免との併用)
- 5 学費減免を受ける者は、追手門学院大学の他の奨学金に関する規程及び授業料減免に関する規程の定めに関わらず、重複して受給及び減免することができる。

(減免の決定)

- 6 減免の決定は、学生支援委員会の議を経て決定するものとする。  
(事務の所管)
- 7 この要項に関する事務は、学生支援課の所管とする。

(要項の改廃)

- 8 この要項の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この要項は、2000年1月1日から施行する。

附 則

この要項は、2001年9月1日から施行する。

附 則

この要項は、2011年9月1日から施行する。

附 則

この要項は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、2024年8月1日から施行する。

別表

|                | 授業料                          | 施設設備充実資金 |
|----------------|------------------------------|----------|
| 失業・休職<br>半壊・半焼 | 半額免除                         | 半額免除     |
| 死亡<br>全壊・全焼    | 全額免除                         | 全額免除     |
| その他            | 一部損壊等については、その被災状況に応じて審議、決定する |          |